

○紀南地方老人福祉施設組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則

(令和2年3月25日)
規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、紀南地方老人福祉施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成16年紀南地方老人福祉施設組合条例第1号。以下「条例」という。)第2条の規定に基づき、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)の勤務時間、休暇等に関する基準を定めるものとする。

(準用)

第2条 会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)の勤務時間、休暇等については、この規則に定めるもののほか、白浜町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和2年白浜町規則第 号)の規定を準用する。

(勤務時間)

第3条 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり40時間とする。

2 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり40時間に満たない範囲内で、任命権者が定める。

(年次有給休暇)

第4条 任命権者は、管理者が定める要件を満たす会計年度任用職員に対して、管理者が定める日数の年次有給休暇を与えなければならない。

2 前項の年次有給休暇については、その時季につき、任命権者の承認を受けなければならない。この場合において、任命権者は、公務の運営に支障がある場合を除き、これを承認しなければならない。

(年次有給休暇の単位)

第5条 年次有給休暇の単位は、1日又は15分間を単位とする。ただし、年次有給休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に15分未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

2 1時間を単位として使用した年次有給休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間数をもって1日とする。

(1) 次号から第4号までに掲げる職員以外の職員 8時間

(2) 育児休業法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態の育児短時間勤務職員等次に掲げる規定に掲げる勤務の形態の区分に応じ、次に掲げる時間数

ア 育児休業法第10条第1項第1号 4時間

イ 育児休業法第10条第1項第2号 5時間

ウ 育児休業法第10条第1項第3号又は第4号 8時間

(3) 斉一型短時間勤務職員(前号に掲げる職員のうち、斉一型短時間勤務職員を除く。) 勤務日ごとの勤務時間の時間数(1分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間)

(4) 不斉一型短時間勤務職員(第2号に掲げる職員のうち、不斉一型短時間勤務職員を除く。) 7時間45分

附 則 (令和2年3月25日規則第3号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。